

(3) 木材貿易の状況

ソロモン諸島で伐採された木材の大部分（2018年では国内丸太生産量98%）は、丸太のまま輸出されている。ITTOのデータ⁵⁴によれば、2018年のソロモンからの丸太輸出量は318万m³、輸出額は6.5億USD（≒695億円）であった。一方、製材品輸出量は1.5万m³（1,226万USD≒13億円）、単板輸出量も1.5万m³（613万USD≒6億円）であった。ソロモン諸島政府は1980年代から国内の木材産業育成策を取ってきた⁵⁵が、その成功は限定的なものに留まっている。

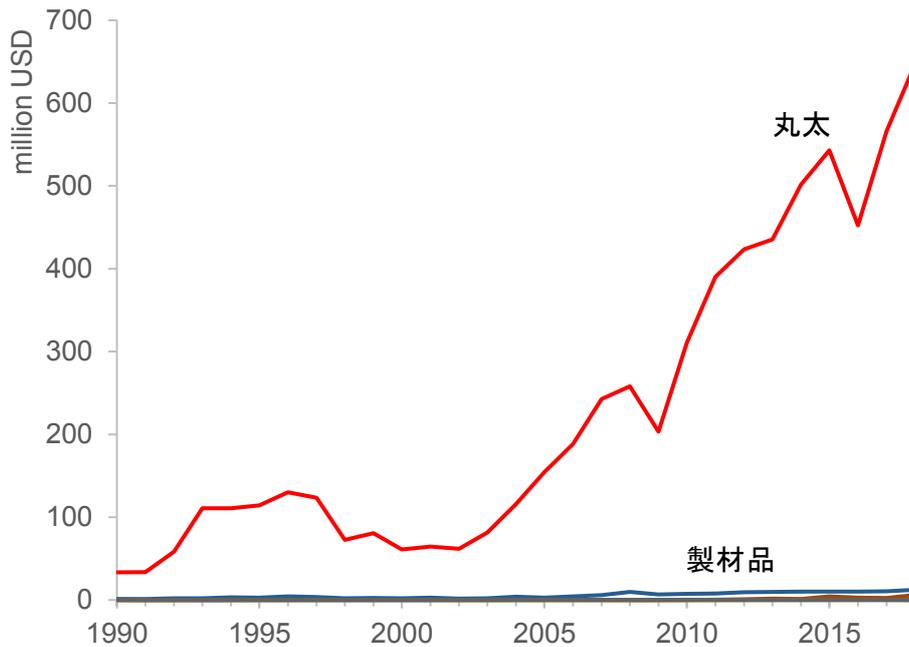


図 3.2.3 木材・木材製品輸出額(USD)⁵⁶

① 丸太輸出

丸太の輸出量、輸出額ともに、2000年前後にやや減少したものの、一貫して増加傾向にある。ソロモン諸島からの丸太輸出のためにはソロモン諸島中央銀行（Central Bank of Solomon Islands: CBSI）から特別輸出許可（Specific Authority to Export）を取得する必要があるが、2018年には合計282万m³の丸太の輸出のために924許可が発行された⁵⁷。

丸太の輸出先は、90年代は日本および韓国向けが多かったが、2000年代以降は中国向けが増加し続け、現在は8割近くが中国向けである。中国にとっては、ソロモン諸島はパプアニューギニアに次ぐ熱帯材丸太の輸入先となっている⁵⁸。また近年はインド向

⁵⁴ https://www.itto.int/biennial_review/?mode=searchdata

⁵⁵ Frazer, I. (1997) 前掲。

⁵⁶ ITTO データベースから作成

⁵⁷ CBSI (2018) Annual Report 2018 <http://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2019/05/CBSI-Annual-Report-2018_-2MB.pdf>

⁵⁸ Global Witness (2018) Paradise Lost -How China can help Solomon Islands protect its forests.

<<https://www.globalwitness.org/en/campaigns/forests/paradise-lost/>>

<https://www.nationalgeographic.com/science/2020/01/deforestation-in-the-solomon-islands/>>

けの輸出量も増加した。日本へは、90年代には年間40万 m³程度輸出されていたが、2000年代以降は少なく、2017年の輸出量は4,505m³であった。ただし中国で製造されて日本に輸入されている合板などの原料としてソロモン諸島産の木材が使われている可能性が存在する。

丸太として輸出されている樹種は、Pencil cedar、*Calophyllum*、*Pometia*、*Planchonella*、*Schizomeria*、*Dillenia*、*Gonostylus*、*Terminalia brassii*、*Canarium*、*burkella*、*Celtis*、*alstonia*、*Dysoxillum*、*Eugenia*、*Endorsepermum*、*Amoora*、*Camptosperma*、*Maranthes*、*Parini*及びその他である。また植林地からの木材は全体の約1割を占める（林業研究省2019年ヒアリング）。

州別の輸出量をみると、90年代半ばから2000年代半ばまではウエスタン州からの輸出量が国全体の5割近くを占めていたが、その後イザベラ州、チョイソル州、ガダルカナル州など他の地域からの輸出量も多くなっている。

なおソロモン諸島からの丸太輸出量および輸出額のデータは、ソロモン諸島中央銀行（CBSI）年次報告⁵⁹、ITTO データベース⁶⁰、FAO⁶¹、UN Comtrade⁶²から得た。特にUN Comtrade からはソロモン諸島からの輸出額と、世界各国のソロモン諸島からの輸入額合計を得た。輸出量（m³）データは、CBSI、ITTO、FAO でほぼ同じ値を示したが、輸出額（USD）については、CBSI および UN Comtrade のソロモン諸島からの輸出額が、ITTO、FAO、UN Comtrade のソロモン諸島からの輸入額合計より低く、かつその差は年を追うごと拡大しており、2018年には2.7億USD（≒280億円、ITTO データの輸出額の42%）近い差となっている。

森林局は現在の木材生産・輸出量は非持続的であり、2023年までには年間輸出量を70～80万 m³程度（うち天然木40万 m³、植林木30万 m³）まで減らしたいと考えている（林業研究省2019年ヒアリング）。またソロモン諸島政府の政治家や林業研究所高官は家具、彫刻など木材の付加価値化を進めたいと考えており、2023年までに丸太の輸出を禁止し、加工品のみ輸出を許可したいと発言している⁶³。このため、丸太として輸出できるうちにできるだけ伐採・輸出しようとする事業者によって、近年伐採のスピードが速まってきている（NRDF2019年ヒアリング）。

一方で、伐採現場から製材工場まで丸太を輸送するインフラが存在する地域はソロモン諸島内で限られているため、丸太輸出禁止が実際に実現するかについては懐疑的な意見も存在する（JICA2019年ヒアリング）。

⁵⁹ <http://www.cbsi.com.sb/publications/annual-report/>

⁶⁰ https://www.itto.int/biennal_review/

⁶¹ <http://www.fao.org/faostat/en/#data/FO>

⁶² <https://comtrade.un.org/>

⁶³ <https://www.sibconline.com.sb/si-may-ban-round-log-exports-by-2023/>

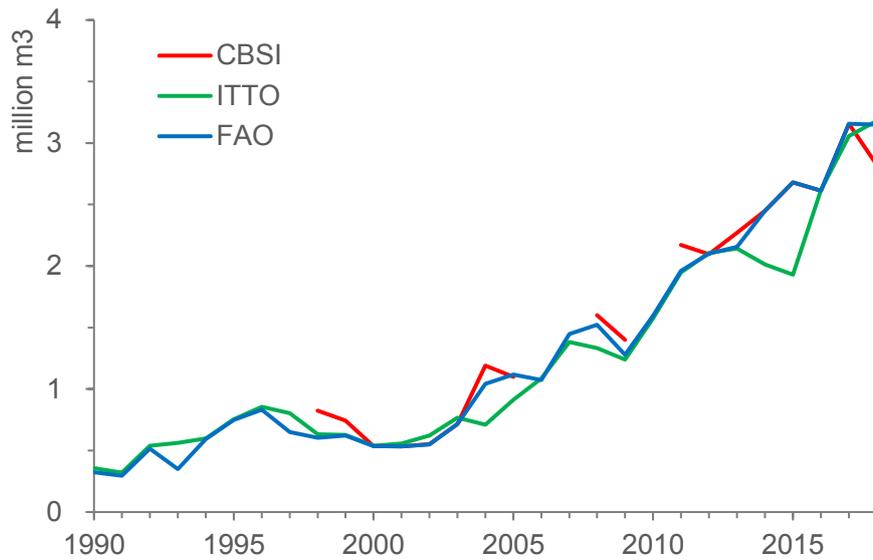


図 3.2.4 ソロモン諸島の丸太輸出量(1990～2018年)⁶⁴

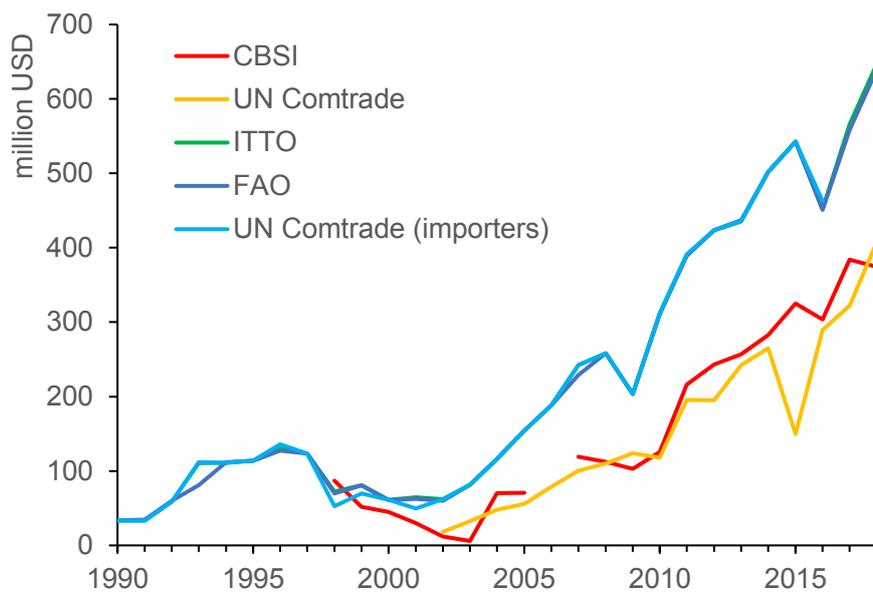


図 3.2.5 ソロモン諸島の丸太輸出額(1990～2018年)⁶⁵

⁶⁴ CBSI 年次報告、ITTO データベース、FAOSTAT のデータから作成

⁶⁵ CBSI 年次報告、ITTO データベース、FAOSTAT、UN Comtrade (ソロモン諸島からの輸出額、ソロモン諸島からの輸入額合計) のデータから作成

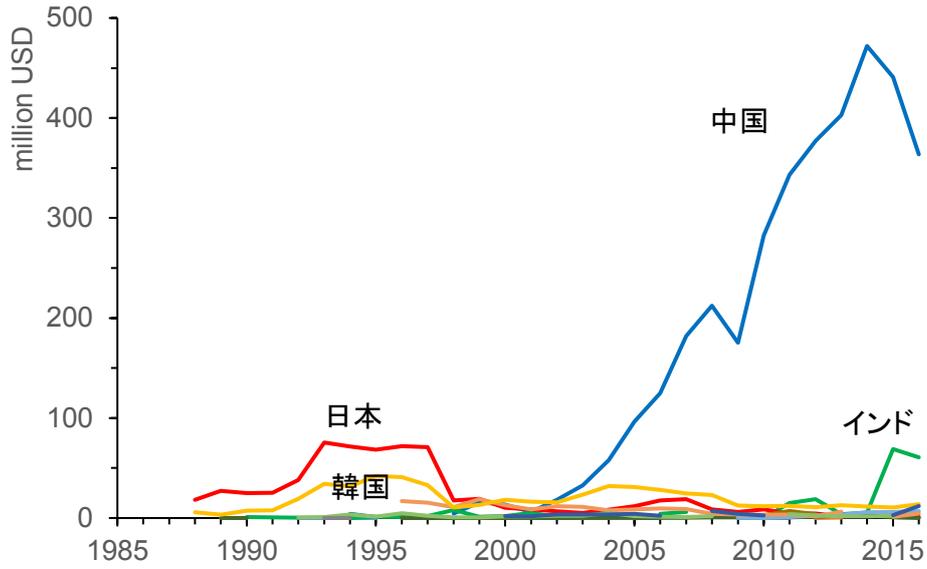


図 3.2.6 各国のソロモン諸島からの丸太輸入額(1988-2016)⁶⁶

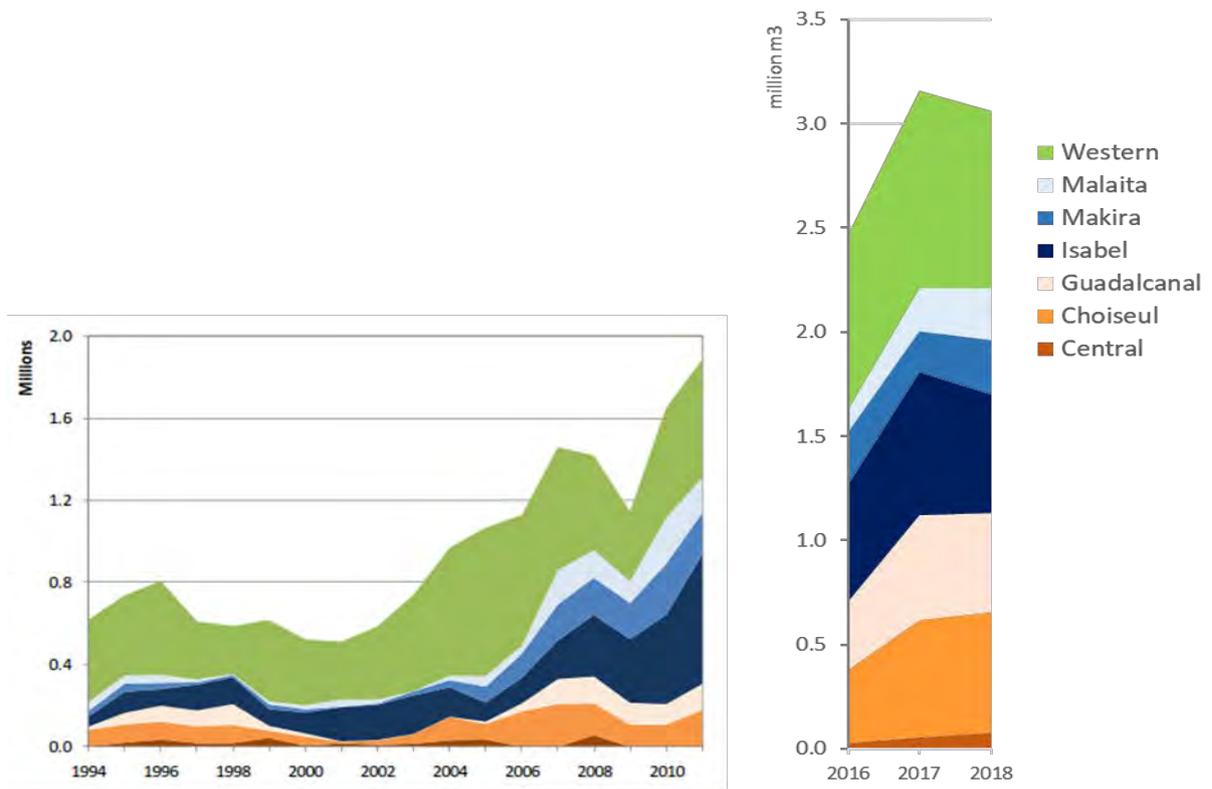


図 3.2.7 ソロモン諸島の州別の丸太輸出量(1994~2018年)^{67・68}

⁶⁶ UN Comtrade のデータから作成

⁶⁷ Sinclair Knight Merz. (2012). Solomon Islands National Forest Resources Assessment: 2011 Update
Solomon Islands National Forest Resources Assessment: 2011 Update.

⁶⁸ 林業研究省ホームページ統計データから作成<<http://www.mofr.gov.sb/foris/forestArea.do#marker>>

② 木材製品輸出

ソロモン諸島からの製材品の主な輸出先はオーストラリア、ニュージーランド、中国、フィリピンである。主な輸出樹種は Vasa (*Vitex cofassus*) と Rosewood (*Pterocarpus indicus*) だが、Kwila (*Instia bijuga*)、Akwa (*Pometia pinnata*) も輸出されている⁶⁹。2013 年にはニュージーランド向けの 92%、オーストラリア向けの 22%は Vasa で、オーストラリア向けの 63%が Rosewood の製材品であった。

ソロモン諸島の木材加工事業者はフローリングやモールディングも製造しているが、現在、それらは国内市場にのみ販売されており、輸出されているのは粗挽き製材品のみである⁷⁰。輸出された製材品は輸出先で最終製品に加工される。製材品は製材工場や木材集積所でコンテナに詰められて船積み・輸出される。コンテナはノロとホニアラの港から輸出可能だが、現在ほとんどの輸出はホニアラからとなっている⁷¹。

製材輸出企業の団体として、ソロモン諸島木材加工輸出協会 (Solomon Island Timber Processing and Export Association : SITPEA) が存在する。メンバーは 13 社で、ほとんどはローカルの企業であり、これらの企業で年間合計 1.4 万 m³ の輸出を行っている。現在の主なマーケットはオーストラリア、ニュージーランドだが、将来的には EU や日本にも輸出したいとのことであった (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

ソロモン諸島木材加工輸出協会 (SITPEA) のメンバーのうち、輸出量第一位の民間企業がその全輸出量の半分近くを占めるが、第二位 (年間輸出量 1,200m³) は付加価値木材協会 (Value Added Timber Association : VATA) という半官半民の非営利団体で、木材加工ライセンスホルダーの地域住民の天然木製材の直接輸出を支援している。ウエスタン州など約 100 メンバー (個人や団体) で構成され、VATA は注文が入ると、メンバーに対して発注し、メンバーは製材して、ホニアラの VATA 事務所へ荷船で送り、一部は再加工して輸出をしてもらう。地域住民が一般の企業に製材を販売した場合、2,700 ソロモンドル (=約 3.3 万円) /m³ の価格となるが、VATA を通じて直接海外へ販売すれば、5,000 ソロモンドル (=6.2 万円) /m³ で販売できる。多くのコミュニティは木材を販売してすぐにその代金を得たいが、VATA は輸出前の立替払いも行っている。

VATA 設立の目的は地域住民の支援であったが、現在はメンバーの地域住民は、自ら管理している森林からではなく、伐採会社から原木を調達し、移動式製材機 (Lucus Mill) で製材していることが多い。このため、地域住民によって生産されているからと言って、持続的に管理された木材由来の木材であるとは限らないと言われる (NRDF2019 年ヒアリング)。

また単板の輸出は 2 事業者が行っている。2018 年には、台湾 (1.4 万)、フィリピン (0.9 万)、韓国 (0.8 万) などへ輸出された⁷²。

⁶⁹ URS Australia (2014) 前掲、PHAMA (2013) 前掲

⁷⁰ URS Australia (2014) 前掲、PHAMA (2013) 前掲

⁷¹ URS Australia (2014) 前掲

⁷² Vigulu (2019) 前掲



図 3.2.8 Value Added Timber Association (VATA)の集材所



図 3.2.9 VATAで輸出用コンテナに詰められる製材品

③ 木材・木材製品の輸入

ソロモン諸島の木材・木材製品の輸入はわずかで、2017年の木材・木材製品（HSコード第44類）の輸入額合計は366万USD（=3.8億円）であった。主に中国から合板を輸入している。

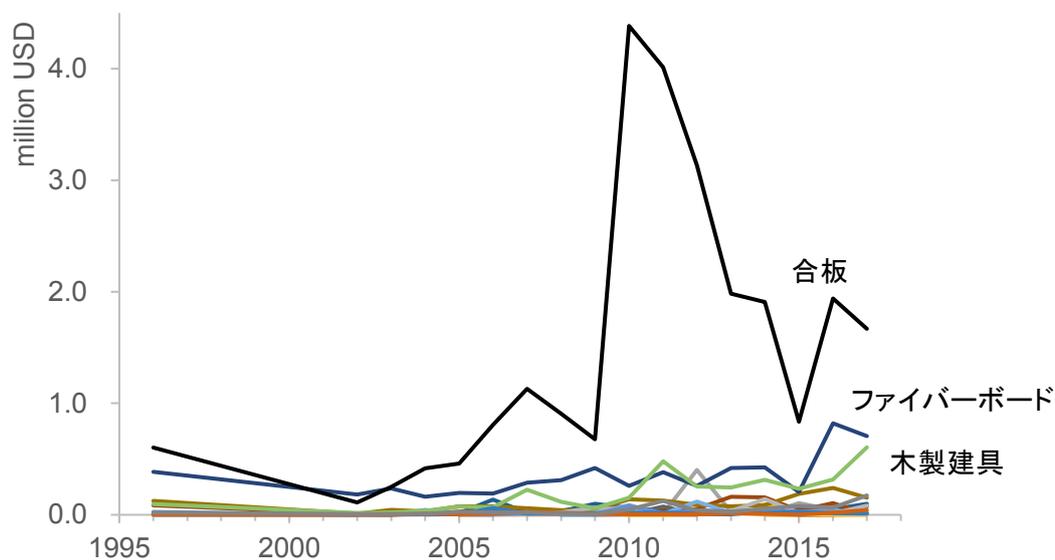


図 3.2.10 木材・木材製品輸入額(USD)⁷³

⁷³ UN Comtrade から作成

3) 森林認証システムの導入状況

(1) 森林管理 (FM) 認証の普及概況

現在ソロモン諸島で森林管理認証を取得しているのはウエスタン州コロバンガラ島の登録地に存在する人工林プランテーションの一家のみである。1997年にFSC森林管理認証を取得し、現在まで維持している⁷⁴。ウエスタン州の別の人工林プランテーションの企業も2010年にFSC森林管理認証を取得していたが、2015年からは継続しなかった。コンセッション内の湿地の二次林を排水・皆伐して植林地にしたかったためと言われている(林業研究省2019年ヒアリング)。

ソロモン諸島では森林認証制度はコストが高いが利益を生まないと認識され、普及は進んでいない(JICA2019年ヒアリング)。国内に監査会社などが存在しないため、監査費用が高額となっており、毎年の監査で事業者の側に10万ソロモンドル(=約120万円)の負担になると言われている(林業研究省2019年ヒアリング)。

またかつてはNGOの支援によって、チョイスル州、ウエスタン州(ベララベラ島とマロボ島)で地域住民コミュニティがFSC森林管理認証を取得できるように努力していた。チョイスル州チョイスル島の3コミュニティ、ウエスタン州ベローナ島の1コミュニティが認証を取得していたが、現在は失効している。

(2) CoC 認証の普及概況

ソロモン諸島木材加工輸出協会(SITPEA)はNEPconと協力関係にあり、メンバーの製材輸出企業に対し、FSC認証を取得させようとしている。ホニアラのいくつかの製材事業者はFSCのCoC認証を取得している⁷⁵。ソロモン諸島木材加工輸出協会のメンバーで製材輸出量第一位の民間企業はVitexおよびローズウッドの取引・加工についてCoC認証を受けており、非認証材との分別管理を行っている。サプライヤーの木材加工ライセンスが切れている場合でも、その企業が更新を支援している。

⁷⁴ Pauku (2009) 前掲

⁷⁵ PHAMA (2013) 前掲

4) 違法伐採の関連情報

ソロモン諸島における違法伐採については多くの報告がある⁷⁶。ソロモン諸島の多くを占める慣習地における伐採は、土地所有者との合意に基づいて行わなければならないが、コミュニティ間の慣習地の境界が確定されていないケースが多く、また重複することもある。このため事業を始める前に誰が真の土地所有者なのか確定させることが難しく、伐採施業を始めた後に紛争化するケースが少なくない⁷⁷。また土地所有者のうち伐採に賛成した一部のメンバーとの合意に基づいて伐採されるケースも多く⁷⁸、実際に村に住んでいるコミュニティメンバーではなく、村外に住んでいるコミュニティの子孫が無断で伐採会社と契約し、利益を独占するケースも知られている⁷⁹。

ソロモン諸島の多くの地域では、伐採会社からの補償金が地域社会にとって最大かつ唯一の現金収入となっており、補償金やその配分を巡る地域住民間の争いが、薬物の製造、暴力の増加等、社会に大きな影響をもたらしていると報告されている⁸⁰。前述のように、ソロモン諸島では1998-2003年に「エスニック・テンション」と呼ばれる民族紛争が起こったが、伐採会社からの仕事や公共投資などの不公平感もその紛争の主な理由の一つであったとされている。

さらに伐採前に伐採会社が土地所有者に約束し、合意文章に書かれた道路・病院の建設や雇用などが実際には実行されないことが多いと報告されている⁸¹。

伐採においては、伐採会社は伐採施業規範（Code of Logging Practice）に従って施業しなければならないが、違反例が多く知られている⁸²（ESSI⁸³、NRDF、JICA への2019年ヒアリング）。

具体的には以下の事例が知られている。

- ライセンスエリア外の伐採。森林資源・木材利用法で禁止されている標高400m以上の伐採。傾斜30度以上の場所の伐採。川の両岸のバッファゾーンの不設定や破壊。マングローブや住民の耕地、水源林の破壊。
- 廃油の川への投棄。壊れた機械の林内への放置。

適切に管理されていない伐採地では、1ヘクタール当たり30本近い樹木が伐採され、残された樹木も深刻な損傷を受けている⁸⁴。

環境法、環境規則によれば、伐採事業者は伐採の前には環境影響評価（EIA）を行わなければならないが、実際には行わずに操業している伐採コンセッションも多いと報告

⁷⁶ Global Witness (2018) 前掲、<https://theislandsun.com.sb/forest-fraud/>、https://news.mongabay.com/2019/05/a-new-election-brings-little-hope-for-solomon-islands-vanishing-forests/?n3wsletter&utm_source=Mongabay+Newsletter&utm_campaign=49909c8430-newsletter_2019_05_23&utm_medium=email&utm_term=0_940652e1f4-49909c8430-67248055、<https://news.mongabay.com/2019/05/solomon-islanders-tried-to-stop-the-logging-of-their-forest-and-may-pay-the-price/>

⁷⁷ NEPCon (2018) 前掲

⁷⁸ NEPCon (2018) 前掲

⁷⁹ Katovai (2015) 前掲

⁸⁰ Porter & Allen (2015) 前掲

⁸¹ Porter, D., & Allen, M. (2015). The Political Economy of the Transition from Logging to Mining in Solomon Islands (SSGM DISCUSSION PAPER 2015/12).

⁸² 田中(2004)前掲

⁸³ Ecological Solutions Solomon Islands : ソロモン諸島の NGO の一つ

⁸⁴ Kabutaulaka, T. T. (2006). Global Capital and Local Ownership in Solomon Islands' Forestry Industry. In S. Firth (Ed.), Globalisation and Governance in the Pacific Islands (pp. 239-258).

されており⁸⁵、摘発もされている⁸⁶。一方で、伐採によって環境被害を受けた地域住民が伐採会社の重機や事務所を焼いたり、チェーンソーを奪ったりするなどの事例も報告されている⁸⁷。さらに伐採産業における無許可の外国人労働者の雇用、児童労働等も報告されている⁸⁸。

ソロモン諸島は遠く離れた島々で構成されているにも関わらず、林業研究省や環境・気候変動・災害管理・気候省による法執行への資金が十分ではなく、交通費がかさむ遠隔の伐採地への監督は十分には行われていないことが、これらの違反例が多い原因の一つとされている⁸⁹。地域住民による持続的な森林資源管理の自主的な取組や、それをサポートする開発援助が多く行われてきたが、伐採会社が土地所有者と合意を結んだ伐採ライセンスの境界を超え、他のコミュニティの慣習地まで無断に伐採してしまうケースがあまりにも多いため、森林を持続的に管理することに努めてきたコミュニティも、自ら伐採を行うように転じてしまった例がある⁹⁰。

ソロモン諸島においては、伐採以外の主な収入源がないため、伐採会社から資金提供を受けた政治家の力が強くなりやすい⁹¹。輸出税の特別免除、輸出量の過少申告や輸出樹種の虚偽による輸出税の過少支払いなどが 90 年代から広く行われ⁹²、2015 年時点では年間 4.45 億ソロモンドル（＝約 55 億円）が脱税されたと推定された⁹³。

また CITES 種の輸出については、環境・気候変動・災害管理・気候省から輸出許可証を取得する必要があるが、取得することなしに輸出され、第三者から環境・気候変動・災害管理・気候省に通報がなされるケースもある（環境・気候変動・災害管理・気候省 2019 年ヒアリング）。

なおオーストラリア政府の報告書では、製材品の輸出は丸太の輸出に比べ、規模が小さく、土地所有者がより直接関わっているため違法性のリスクが小さいと評価されている⁹⁴。また NEPCon のリスク評価報告書⁹⁵でも、登録地における人工林プランテーションや慣習地におけるコミュニティの人工林からの木材、また天然林からの木材であっても木材加工ライセンス・タイプ B（3.2.2.3）(2)②を参照）に基づいて伐採・加工された製材品は、比較的違法伐採由来のリスクが少ないと評価されている。

⁸⁵ Douglas Hou, Elaine Johnson and Stephanie Price (2013) Defending the forest in the cloud: public interest law in the Solomon Islands, *Asia Pacific Journal of Environmental Law*, volume 15, p. 170: <<http://d3n8a8pro7vvhmx.cloudfront.net/edonsw/pages/620/attachments/original/1381898033/130405DefendingtheForestintheClouds.pdf?1381898033>>

⁸⁶ NEPCon (2018) 前掲

⁸⁷ Hviding E, and Bayliss-smith T. (2000): *Islands of Rainforest: Agroforestry, Logging and Ecotourism in Solomon Islands*. Ashgate Publishing Ltd, Aldershot, 371pp、NEPCon (2018) 前掲、Hou, D., Johnson, E., and Price, S. (2013). *Defending the Forest in the Clouds: Public Interest Law in Solomon Islands: Case Note*, *Asia Pacific Journal of Environmental Law*, Vol.15, pp. 167-175.

<<http://d3n8a8pro7vvhmx.cloudfront.net/edonsw/pages/620/attachments/original/1381898033/130405DefendingtheForestintheClouds.pdf?1381898033>>

⁸⁸ NEPCon (2018) 前掲

⁸⁹ Katovai (2015) 前掲、SIG (2018) 前掲、UN-REDD Programme (2011). *Solomon Islands National Programme Document*, 1 February 2011.

⁹⁰ 田中(2004)前掲

⁹¹ Hameiri (2012) 前掲、Allen, M. (2011) ‘The Political Economy of Logging in Solomon Islands’, in Duncan, R. (ed.) *The Political Economy of Economic Reform in the Pacific*. Mandaluyong City, Philippines: Asian Development Bank, 277–301.

⁹² Dauvergne, P. (2000). *Logging in Solomon Islands*. In B. V Lal & K. Fortune (Eds.), *The Pacific Islands: An Encyclopedia*. pp. 373–375. Univ of Hawaii Pr.

⁹³ Hameiri (2012) 前掲、Katovai (2015) 前掲、Global Witness (2018) 前掲、NEPCon (2018) 前掲

⁹⁴ PHAMA (2013) 前掲、Allen (2011) 前掲

⁹⁵ NEPCon (2018) 前掲

3.2.2 森林伐採の関連法令・書類・証明システム等

1) 木材伐採に対する行政の体制

ソロモン諸島における木材伐採に関する政府部局とその役割は以下のとおりである。

表 3.2.3 木材伐採に関する政府部局とその役割

組織名	役割など
林業研究省 (Ministry of Forestry and Research)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林を含む自然資源管理と利用を管轄する省庁 ▪ 以前は林業環境保全省 (Ministry of Forestry、Environment & Conservation) であったが、2008年に環境部門が分離独立した⁹⁶。 ▪ 組織は上から大臣—事務次官 (Permanent secretary) — 森林コミッショナー (Commissioner of Forests) — 以下の5部局 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林資源管理・技術サービス局 (The Forest Resource Management and Technical Services Division: FRMTSD) ➢ 森林産業局 (The Forest Industries Division: FID) ➢ 森林開発・再植林局 (The Forest Development and Reforestation Division: FDRD) ➢ 木材利用・加工局 (The Timber Utilization and Processing Division: TUPD) ➢ 国家植物標本子・植物園局 (The National Herbarium and Botanical Garden Division: NHBGD) ▪ 地方事務所を持つが、島によっては通信な困難な事務所もある。またウエスタン州のムンダ事務所はスタッフ数が6名と例外的に多いが、多くの地方事務所は2-3人である ▪ 伐採業へ興味を持つ投資家が登録されていることを確認 ▪ 土地所有者と伐採企業間の木材伐採権 (Timber Right) 取得手続き協議の際に同席 ▪ コミッショナーは伐採ライセンスと木材加工ライセンスを発行し、毎年の伐採計画 (Harvest Plan) を承認 ▪ 各州事務所の首席森林官 (Principal Forester) は林班伐採計画 (Coupe Plan) を承認 ▪ 各州事務所の森林官 (Forestry Officer) が伐採施業規範 (Code of Logging Practice) の順守を監督 ▪ 木材の流通を監督 ▪ コミッショナーは輸出許可を発行 ▪ 5年間のライセンス期間の操業が終了した伐採企業に対し事業終了証書を発行
環境・気候変動・災害管理・気象省 (Ministry of Environment、Climate Change、Disaster	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 以前は環境、保全、災害管理、気象省 (Ministry of Environment、Conservation、Disaster Management and Meteorology) ▪ 地方事務所を持たない

⁹⁶ <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11955457.pdf>

組織名	役割など
Management and Meteorology)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保全政策と保護地域の管理に対して責任を持つ ▪ 伐採に際し、保全局長(Director of Conservation)は開発同意書(Development Consent)を発行
商業、産業、労働、移民省 (Ministry of Commerce、 Industry、 Labour and Immigration)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採企業、投資企業の登録 ▪ 企業に対してビジネス活動の財務報告を請求 ▪ 労働局長(Commissioner of Labour)は労働災害の防止、労働者の安全を監督
財務国庫省 (Ministry of Finance and Treasury) 国内歳入部 (Inland Revenue Division / IRD)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業を登録し納税者番号(TIN)を発行する責任を持つ ▪ 国内歳入部は企業の州税、所得税、源泉税(PAYE)、その他税金の支払いを監督
財務国庫省税関局 (Customs Office)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 税申告のための自動税関入力プロセスシステム(Customs Computerised Entry Processing System)にアクセスするためのユーザーIDを発行 ▪ 輸出・輸入関税を徴収 ▪ 電子通関システム(Automated System for Customs Data: ASYCUDA)、電子自己申告システム(eSAD)の監督 ▪ 木材輸出を監督
州政府 (Provincial Government)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 9つの州が存在 ▪ 伐採・製材企業の操業に対し、事業ライセンス(business Licence)を発行
地方法廷(Local Court)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 慣習地で係争があった場合、上訴がない証明(Certificate of no appeal)を出す権限を持つ ※慣習地をめぐる係争は解決までに長期間を要することが多いため重要である
慣習地上訴法廷 (Customary Land Appeal Court)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 慣習地をめぐる紛争に最終決定を与える

2) 法令の概要

ソロモン諸島における木材伐採に関する法令は以下のとおりである。主に森林資源・木材利用法（Forest Resource and Timber Utilization Act）とその規則に従って木材生産が行われている。なお、1999年に森林資源・木材利用法を置き換える森林法（Forests Act）が国会で承認されたが、現在まで施行に至っておらず、その実施に関わる規則なども制定されていない。さらに2004年に森林資源・木材利用法、森林法の両者を置き換える森林法（Forest Bill）案が作成されているが、2019年現在まで国会に提出されていない。

また長期的な計画を含む国家森林政策（National Forest Policy）が作成されており、内閣の承認待ちとなっている⁹⁷。伐採持続可能性方針（Logging Sustainability Policy）も作成され、内閣の承認を受けている⁹⁸。

表 3.2.4 法令とその詳細

法律および規則	制定、改正年	具体的な内容
森林資源・木材利用法（Forest Resource and Timber Utilization Act） ※1984年の改正までは森林木材法（Forest and Timber Act）	1969年制定、1984、1989、1996、2000年など9回改正 ⁹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 販売目的の伐採 ➤ 慣習地における木材合意 ➤ 木材加工ライセンス ➤ 徴税 ➤ 国有林 ➤ 保護林 ➤ 罰則 • 現在見直しが行われており、内閣から国会に改正案が送られる予定（林業研究省2019年ヒアリング）。改正案では、企業はライセンスエリアの1/3を再植林しなければならないという規定を持つ予定
森林・木材利用（伐採ライセンス）規則（Forest and Timber Utilisation (Felling Licences) Regulations）	2005年制定、2012、2014年改正	<ul style="list-style-type: none"> • 森林資源・木材利用法の実施規則の一つ • 伐採ライセンス（Felling Licence）の詳細を規定
森林資源・木材利用（木材ライセンスと木材伐採）規則（Forest Resources and Timber Utilisation (Timber Licensing and Tree Felling) Regulations）	2007年制定、2012、2014年改正	<ul style="list-style-type: none"> • 伐採ライセンス（Felling Licence）保持事業者をメンバーとするソロモン森林事業者協会（Solomon Forest Association）の役割を規定
木材（課税・加工ライセンス）規則（Timber (Levy and Mill Licensing)）	1970年制定、2005年改正	<ul style="list-style-type: none"> • 木材加工ライセンスの詳細を規定

⁹⁷ SIG (2018) 前掲。2018年には内閣に提出されていたようであるが、2019年9月のヒアリング時点でもまだ承認されていなかった。

⁹⁸ SIG (2018) 前掲

⁹⁹ Pauku (2009) 前掲

法律および規則	制定、改正年	具体的な内容
Regulations)		
森林資源・木材利用(保護種)規則(Forest Resources and Timber Utilization (Protected Species) Regulation)	2012年	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伐採禁止種、丸太のままの輸出禁止種を規定
森林資源・木材利用(手数料)規則(Forest Resources and Timber Utilisation (Fee) Regulations)	2005年制定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種申請書の手数料を規定
森林資源・木材利用(規定様式)規則(Forest Resources and Timber Utilisation (Prescribed Forms) Regulations)	1978年制定、2005年改正	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種申請書の規定様式を提供
伐採施業規範(Code of Logging Practice)	1996年導入、2002年改正	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 年間伐採計画(Annual plan)、林班伐採計画(Coupe or setup plan)とその承認プロセス ▪ 伐採を行ってはならない場所を規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化的な場所(Tambu area) ➢ 海岸 ➢ 河川沿い(本流沿い 50 m 以内、支流沿い 25m 以内) ➢ 30 度以上の傾斜地 ➢ 湿地 ▪ 伐採道路の規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査ラインに基づいて設定されなければならない ➢ 道路建設のための皆伐幅は 40m 以内 ➢ 排水溝の設置 ▪ 作業道設定の規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 作業道(ブルドーザー道)の幅は 5.5m 以内 ▪ 土場の面積や数 ▪ 一時的な橋の建設と、撤去 ▪ 伐採会社による伐採後のモニタリング
環境法(Environment Act)	1998年制定、2003年施行	<ul style="list-style-type: none"> • 環境省とその各部局の役割を規定 • 開発事業者に対し、環境影響評価(Environmental Impact Assessment)の実施、公表環境報告(Public Environmental Report)または環境影響報告書(Environmental Impact Statement)の作成を義務付ける。 • 開発同意書(Development Consent)について規定
環境規則(Environment Regulation)	2008年制定、2014年改正	<ul style="list-style-type: none"> • 環境法の実施のための詳細を規定

法律および規則	制定、改正年	具体的な内容
保護地域法 (Protected Area Act)	2010 年	• 保護地域の設定と生物多様性の保護を規定
野生動物保護・管理法 (Wildlife Protection and Management Act)	1998 年制定、2003 年施行、2017 年改正	• CITES に対応する法規
河川水法 (River Water Act)	1996 年	• 河川の保護。伐採時に順守されなくてはならない。
土地と所有権法 (Land and Titles Act)	1969 年制定、2014、2016 年改正	• 土地の所有権、利用権について規定
慣習地記録法 (Customary Land Recording Act)	1994 年制定 まだ施行されていない	• 土地紛争の抑制のため、慣習地の所有者の登記を推進。実施は遅れている
地方法廷法 (Local Courts Act)	1942 年制定、最新は 1996 年改正	• 地方法廷について規定
労働法 (Labour Act)	1981 年制定、1996 年改正	• 雇用者の義務について規定
労働安全法 (Safety at Work Act)	1982 年制定、1996 年改正	• 労働者の健康と安全に関する雇用者の義務について規定
雇用法 (Employment Act)	1996 年制定	• 雇用契約、賠償責任保険、解雇手当などについて規定
事業者名登録法 (Business Name Registration Act)	2014 年制定	• ソロモン諸島で事業を行う事業者は事業者名を登記しなければならない

州独自の規則 (Ordinance)

ウエスタン州事業ライセンス改正法 (Western Province Business Licence Amendment Ordinance)	2015 年制定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 違法伐採を根絶し、そこからの流通を停止させることに州政府を関与させ、責任を負わせる ▪ ウエスタン州内で操業を行う企業に対して事業ライセンス (Business Licence) を与える
--	----------	---

先住民・部族民保護法 (Law for protection of Indigenous or Tribal Peoples) ガダルカナル州事業・ Hawker ライセンス法 (Guadalcanal Business and Hawkers Licence Ordinance)	2017 年 制定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ガダルカナル州内での事業ライセンスの付与と、ライセンス料の徴収
労働生産性と競争力法 (Law on Labour Productivity and Competiveness) テモツ州事業ライセンス 法 (Temotu Province Business Licence Amendments)	1992 年 制定、 2003 年 改正	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内での操業を管理し、事業ライセンスを発行
レンネル・ベローナ州事 業ライセンス法 (Rennel and Bellona Province Business Licence)	2014 年 制定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内の伐採開発に対する事業ライセンスを発行 ▪ 事業ライセンスの申請のためには以下の書類を必要とする <ul style="list-style-type: none"> (i) 申請者の名前 (ii) 事業予定地、Name of vessel from which business shall be conducted. (iii) 事業の種類 (iv) 財務担当者が要求する他の情報
マキラ・ウラワ州事業ラ イセンス法 (Makira Ulawa Province Business Licence Ordinance)	2006 年 制定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内における開発のための事業ライセンスの申請を監督 ▪ 申請は州投資委員会へなされる
イザベル州事業ライセン ス法 (Isabel Province Business Licence Ordinance)	2013 年 制定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内で事業を行いたい企業に対して事業ライセンスを与える
チョイソル州事業ライセ ンス・規制法 (Choisuel Province Business Ordinance And Regulations)	2011 年 制定、 2016 年 改正	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内における事業ライセンス発行、ライセンス料徴収を規定
セントラル州事業ライセ ンス改正法 (Central Province Business Licence (Amendment) Ordinance)	2010 年 制定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 州内における事業ライセンス発行、ライセンス料徴収を規定

3) 許認可制度及び関連書類の概要

ソロモン諸島において、販売目的の伐採が許されるのは伐採ライセンス（Felling Licence）か木材加工ライセンス（Milling Licence）を持った事業者のみである（森林資源・木材利用規則）。

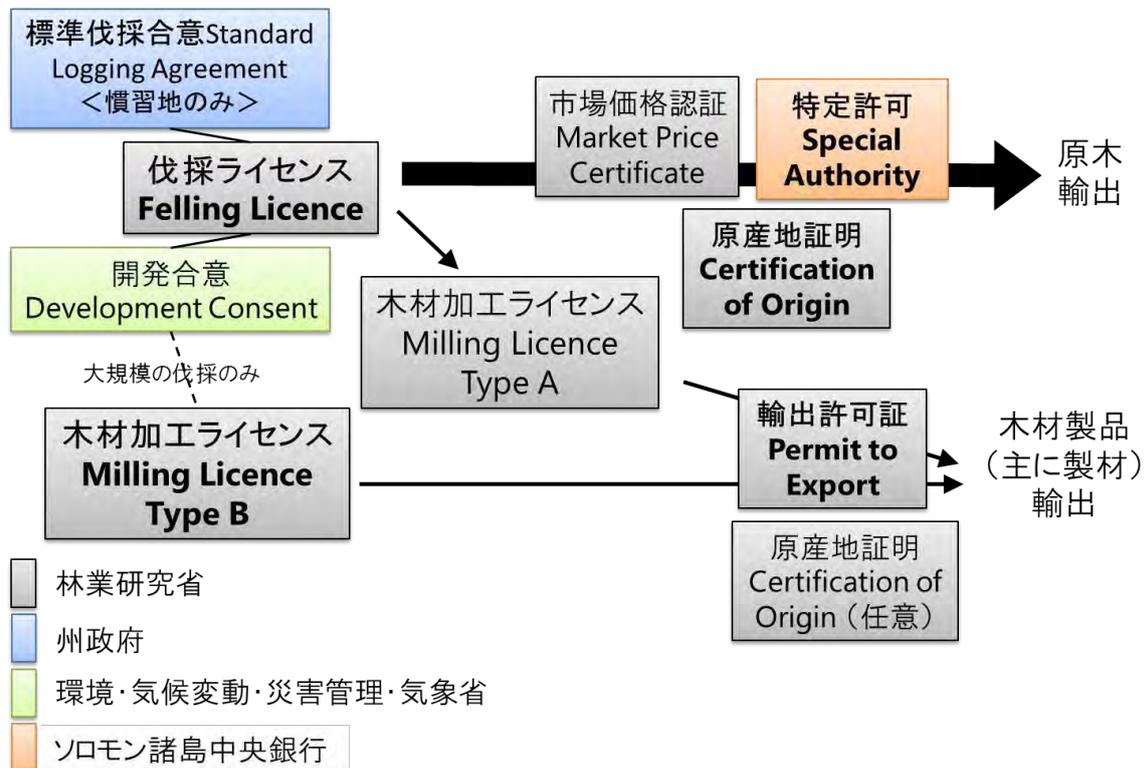


図 3.2.11 ソロモン諸島の木材生産・輸出に関わる許認可とその発行機関

(1) 伐採ライセンス (Felling Licence)

伐採ライセンス (Felling Licence) は、個人や家族、地域部族、地域住民コミュニティ、または民間企業・組織によって所有されている天然林での伐採に対して発行される。2017年以降、ソロモン森林事業者協会 (SFA) の会員企業のみが伐採ライセンスを取得できるようになった。

ライセンス期間は最長 5 年だが、何回でも更新が可能である。伐採許容量は 1 ライセンスにつき年間 5 万 m³ である。ライセンスエリアの面積は 1,000-2,000 ha 程度と、インドネシアや PNG の択伐コンセッションと比べ小規模なものが多い。ライセンスエリアは林班 (Coupe) に分けられ、1 つの林班の大きさは 100-150 ha である。一年間に伐採できる林班の数は最大で 3 であり、一つのライセンスエリアは最大 20-26 林班を含み、多い場合は最初から 5 年以上かけて伐採される計画が立てられる。

一般的に伐採ライセンスを取得するのは時間と費用がかかり、一年以上の時間と、数百万ドルを要する (SFA2019 年ヒアリング)。なお 2014-2015 年には、当時の林業大臣が、伐採ライセンス取得のために必要なプロセスを一部省略する例外伐採許可を 10-20

出していたが、2019年現在では例外伐採許可は発行されなくなったということであった（林業研究省 2019年ヒアリング）。

伐採ライセンスの取得は以下のプロセスで行われる。

① 慣習地における木材伐採権（Timber Right）取得プロセス

- 1) 伐採ライセンスを申請する事業者は、各州の事業ライセンス（Business Licence）、事業者名登録証（Certificate of Business Name Registration）、納税者番号（Tax Identification Number）を取得していなければならない。
- 2) 事業者は木材伐採権（Timber Right）を獲得する交渉を始めるための申請書（Form 1）を林業研究省コミッショナーに提出。林業研究省コミッショナーはこれを承認し、ライセンスエリア獲得予定地の州政府に伝達する。
- 3) 州政府は林業研究省コミッショナーからの手紙にサインし、一か月以内に、木材伐採権聴聞会（Timber Right Hearing）をいつどこで行うかを決定し、その公告を少なくとも一か月前から公共の場（州政府公告掲示板、当該地域の教会、商店、学校など）で掲示する。木材伐採権聴聞会の開催日はForm 1を受領した日から2か月以降、3か月以内の間の日に設定されなければならない。
- 4) 州政府主催の木材伐採権聴聞会で、伐採会社と地域住民（場合によっては複数のコミュニティを含む）の代表の話し合いが行われる。林業研究省スタッフはオブザーバーとして参加する。事業者は操業を希望する場所の地図を見せて説明し、議事録は作成されなければならない。話し合いでは、誰が土地所有者であるかを特定し、伐採会社から土地所有者へ支払われる内容の交渉が行われる。一般的には、伐採量1立米あたり5-7 USD程度の支払いと道路などのインフラの整備が約束される¹⁰⁰。話し合いが合意に達したら、州政府は土地所有者の代表とともに話し合いが適切に行われたことを認める通告書類（Form 2）を作成する。合意に達しなかった場合は、州政府はその旨を林業研究省に報告し、伐採事業者からの申請を棄却させる¹⁰¹。
なお、木材伐採権聴聞会は伐採会社の資金によって行われ、州政府スタッフや伐採に同意する住民のみに参加するための交通費等が提供され、伐採に反対する住民に対しては提供されないという報告もある¹⁰²。
- 5) 州政府は、木材伐採権聴聞会における話し合いの結果を公告する。
- 6) 地域住民が木材伐採権聴聞会に基づく州政府の決定に不満がある場合は、5)の公告から一か月以内に慣習地上訴法廷（Customary Land Appeal Court : CLAC）に訴えることができる（詳細は3.2.2. 3)(5)を参照）。

¹⁰⁰ https://lrd.spc.int/fact-publications-and-reports/doc_download/50-development-of-market-information-system-for-solomon-island-timbers

¹⁰¹

https://www.sprep.org/attachments/bem/PEBACC/Solomon_Is_environmental_factsheets/The_Timber_Right_s_Acquisition_Process_for_Landowners_-_E-VERSION.pdf

¹⁰² Global Witness (2018) 前掲

ヒアリングを行ったウェスタン州政府によれば、地域住民の州政府の決定に対する信頼度は低く、慣習地上訴法廷の方が慣習法や伝統をよく理解していると認識されており、かなりの割合で慣習地上訴法廷の裁定が請求されているとのことであった。地域住民はどこが神聖な場所であるかといった慣習権の根拠となる情報を木材伐採権聴聞会では秘匿し、慣習地上訴法廷で初めて示すこともしばしばあるとのことであった。実際 2019 年にウェスタン州で新たに申請された 2 つの伐採ライセンスについても、木材伐採権聴聞会後に慣習地上訴法廷に訴えられ、現在裁定待ちとのことであった(ウェスタン州 2019 年ヒアリング)。慣習地上訴法廷で、伐採会社、土地所有者(地域住民)双方の同意が得られない場合はさらに高等裁判所(High Court)に上訴される。木材の輸入事業者は裁判所に問い合わせ、当該のコンセッションで紛争が発生していないか確認することができる¹⁰³。

- 7) 慣習地上訴法廷への控訴がなかった場合、または法廷での裁定がすでになされた場合、事業者と土地所有者の代表は合意の内容を標準伐採合意書(Standard Logging Agreement : Form 4)に記載し、署名する。
- 8) 州政府は署名入りの標準伐採合意書を林業研究省コミッショナーに送り、承認を求める。
- 9) 承認後、州政府事務官は、木材伐採権聴聞会での決定事項を Form 3 に記載し、公告する。

② 登録地における木材伐採権取得プロセス

事業者は土地住宅省からの同意書を取得する。慣習地ではないため、地域住民との合意は必要としない。

以下、①、②共通のプロセス：

- 1) 事業者は伐採ライセンスを取得するための Form A を林業研究省コミッショナーに提出する。以下の書類も同時に提出される。
 - 木材伐採権を示す書類 (Form 1、2、3、4)
 - 財務国庫省事務所に対して支払った手数料の領収書
 - 商業、産業、労働、移民省企業局 (Company Haus) からの法人設立証明
 - 州政府からの事業ライセンス
 - 操業予定地を赤線で示した 5 万図分の 1 地図。土地測量省が作成ないし承認した地図
 - 伐採方法、伐採後の土地利用計画、再植林とその維持計画
 - 土壌流出を抑えるために水源エリアを保全する施業方法や、環境や神聖な場所 (Tambu place) および歴史的に重要な場所を保護する施業方法の規定に従って操業することへの同意書

¹⁰³ NEPCon (2018) 前掲

- 希望する操業開始年を記載した書類
- ライセンスが発行されたら履行保証金 25 万ソロモンドル (=約 300 万円) を支払う用意があるという銀行からのレターか保証書。履行保証金はソロモン諸島の銀行から保証ないし現金の形で取得し、ソロモン諸島中央銀行の森林ライセンス履行保証金特別基金 (Forest Licence Performance Bond Special Fund) に預けなければならない。履行保証金の期間はライセンス期間全体 (5 年間) で、事業者は事業終了後に林業研究省から Form C を取得し、保証金の還付を受ける。

2) 環境・気候変動・災害管理・気象省の保全局長 (Director of Conservation) から開発同意書 (Development Consent) を取得する。

開発同意書の取得も、事業者が伐採を行うための要件となっている。その申請のためには、事業者は環境影響評価 (Environmental Impact Assessment) を実施し、a) 公表環境報告 (Public Environmental Report) または b) 環境影響報告書 (Environmental Impact Statement) を環境・気候変動・災害管理・気象省に提出することが必要である。公表環境報告や環境影響報告書の作成にあたって、事業者はコミュニティの意見を反映しなければならない。これらの書類の作成は 1998 年に制定された環境法で義務付けられているが、実際に伐採企業が提出するようになったのは施行から 10 年ほど経過してからであった (環境・気候変動・災害管理・気象省 2019 年ヒアリング)。

a) 公表環境報告 (Public Environmental Report)

このレポートには環境管理計画 (Environmental Management Plan) を含む。その作成のために環境影響評価ツール (Environmental Impact Assessment Tool) が用意されている。

b) 環境影響報告書 (Environmental Impact Statement)

公表環境報告よりも詳細な報告書である。

開発同意書の審査は、伐採施業規範 (Code of Logging Practice)、標準伐採合意書 (Standard Logging Agreement) をもとに行われる。しかし林業研究省と異なり、環境・気候変動・災害管理・気象省は地方事務所を持たない。このため現地確認などは行わず、書類ベースの審査で開発同意書を出している。

3) 林業研究省のコミッショナーは審査の上、事業者に伐採ライセンスを与える。

4) ライセンスホルダーとなった事業者は年間ライセンス料を支払う。

5) 事業者は伐採施業規範 (Code of Logging Practice) に従って年間伐採計画 (Annual Harvest Plan) を作成し、林業研究省コミッショナーに提出、承認を受ける。

年間伐採計画はライセンスエリア全体の計画である。途中で変更がある可能性があるため、毎年の提出が義務付けられている。林業研究省はチェックリストを使って審査する。年間伐採計画は以下の内容の情報を含む

- ライセンスエリアの境界
- 慣習地の境界
- 林班の境界
- 伐採道路、土場の計画
- これまでの伐採エリア
- 推定木材生産量
- 地域住民の要求に対する対応

6) 事業者は林班伐採計画 (Coupe Plan) を作成し、林業研究省の承認を受ける。

林班伐採計画の範囲は当年の伐採エリアで 2-4 林班を含む。林班伐採計画は地上調査に基づいて作成され、聖地や川沿いのバッファーや伐採道路などより詳細な計画を含む。

林業研究省の州事務所のスタッフは、林班伐採計画が年間伐採計画に沿っているか、伐採施業規範を満たしているか、現地調査を行い、承認する。

7) 事業者は伐採を行う。伐採が合意されてから 6 か月以内に実施されない場合、政府は伐採合意をキャンセルすることができる。

森林資源・木材利用法によれば、政府は事業者から伐採税を徴収できるが、実際には行われておらず、事業者から土地所有者への伐採量に応じた支払いのみが行われている¹⁰⁴。

伐採施業規範 (Code of Logging Practice) が順守されているか、伐採後にも林業研究省スタッフによるモニタリングがされなくてはならないが、資金不足のため必ずしも行われていない¹⁰⁵ (JICA2019 年ヒアリング)。

また以下の書類が作成されることもある。

■ 技術合意書 (Technical agreement)

伐採ライセンス取得事業者と実際に操業する事業者間の合意書。土地所有者の地域住民自身が企業を作って、伐採ライセンスホルダーになり、外資の伐採会社に伐採を委託するケースが多い。

■ 補足合意書 (Supplemental agreement)

事業者と土地所有者間の合意書。標準伐採合意書に入っていなかったコミュニティを土地所有者として加える、事業者が土地所有者に植林費用を支払う等

後述の様に、Vitex、Rosewood、Kwila、White beech などの樹種は丸太での輸出が禁止されているが、伐採ライセンスエリア内のこれらの樹木の所有権は伐採ライセンスホルダーの事業者に譲渡されず、土地所有者が製材して製材品輸出事業者に販売することもある。

¹⁰⁴ NEPCo (2018) 前掲

¹⁰⁵ NEPCo (2018) 前掲

土地紛争がおきた場合：

ソロモン諸島ではコミュニティの慣習地の境界が明確になっていないこともあり、伐採合意を結んでいない企業による慣習地内での伐採がしばしばおきる。この場合、地域住民は林業研究省地方事務所に連絡し、スタッフは現地調査の上、林業研究省に報告する。紛争が起きた場合は、林業研究省のコミッショナーが操業停止命令を出す。紛争によるライセンスの停止は珍しくない。

最終的には裁判所の裁定に基づき、輸出された丸太の支払いの再配分によって解決が図られる（林業研究省 2019 年ヒアリング）。

8) 再植林

伐採企業は政府に対し、再植林の費用を支払う。林業研究省は地域住民の再植林に対する補助を行っている。実際に補助を受けて再植林し、成長した樹木を伐採会社に販売したコミュニティも存在する。また幾つかの企業は伐採後に土地所有者が再植林をするのを助けている。しかし政府が土地所有者（地域住民）に再植林費用を支払ったにもかかわらず、土地所有者が再植林しなかったケースも存在する（林業研究省ムンダ事務所 2019 年ヒアリング）。なお林業研究省では、再植林はモノカルチャーなのでリスクが高く、森林再生の方がコストも安くて望ましいという意見も聞かれた（林業研究省 2019 年ヒアリング）。

9) 伐採後、伐採会社は林班ごとの生産量報告を林業研究省に提出する。丸太は伐採現場ではペンキのマークが付けられるだけで、貯木場に送られて初めて計測され、番号が与えられる。

10) 林業研究省スタッフは貯木場において 10% サンプルング調査を行い、報告された生産量データとの整合性を確認する。妥当でなかった場合、林業研究省コミッショナーに報告され、伐採企業に数百万円の罰金が科せられることがある。

11) 森林資源・木材利用（木材ライセンスと木材伐採）規則の 2017 年改正により、すべての伐採会社は生産量の 8% 以上はソロモン諸島国内の自社または他社によって加工しなければならない。しかし罰則規定はなく、この規則の順守をモニタリングする林業研究省の監査官はウエスタン州ムンダ駐在の 1 名のみである。このためこの規則に従わず、依然として全量を丸太として輸出している企業は多い（林業研究省 2019 年ヒアリング）。法律に従えば伐採会社は実績の報告をしなければならないが、実際に行ったのは 1 社のみであった。

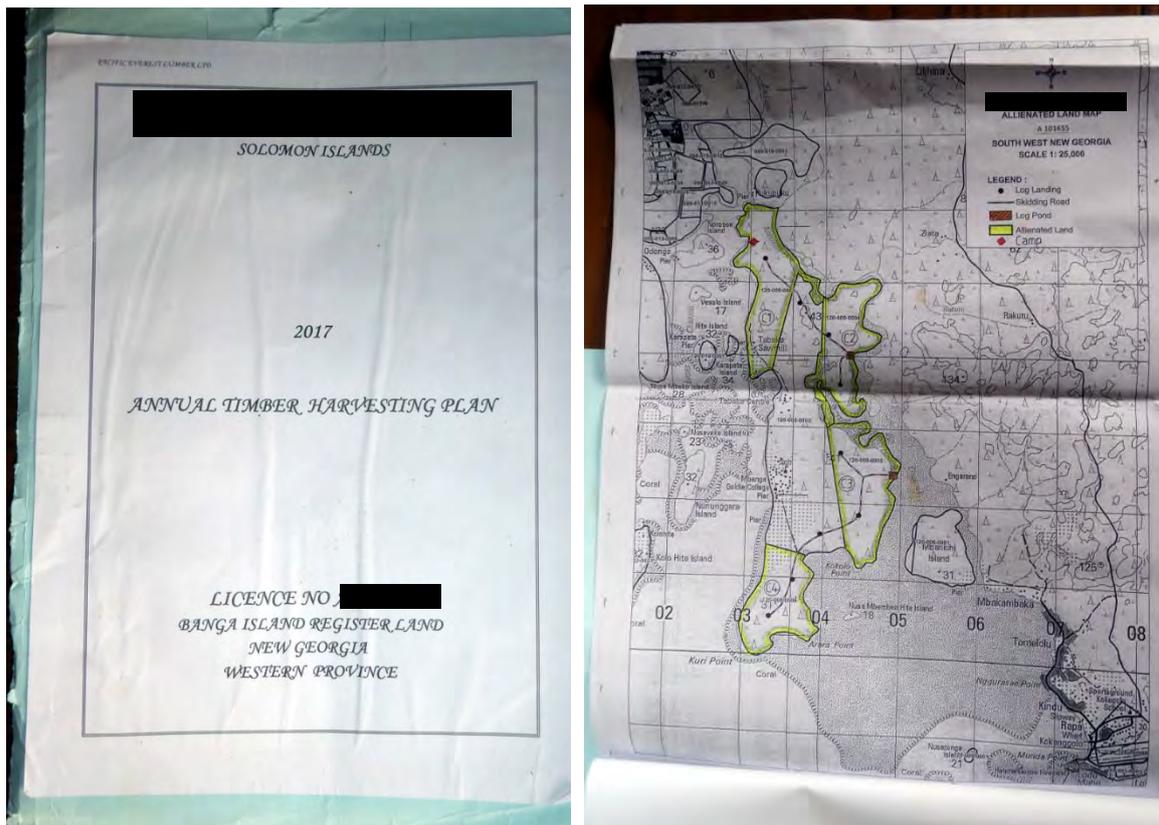


図 3.2.12 伐採ライセンスに基づく伐採コンセッションの年間伐採計画とその伐採計画地図

(2) 木材加工ライセンス(Milling Licence)

木材加工ライセンス (Milling Licence) には、申請者が伐採ライセンス (Filling Licence) をすでに持っている、それに基づいて伐採された木材の加工のためのライセンス：タイプ A (木材 (課税・加工ライセンス) 規則第 2 節(1)(a)) と、申請者が自ら所有する土地で伐採から加工までを行うためのライセンス：タイプ B (木材 (課税・加工ライセンス) 規則第 2 節(1)(b)) がある。

木材加工ライセンスのライセンス期間は 1 年間である。

① 木材加工ライセンス・タイプ A

伐採ライセンスと木材加工ライセンスの両者を取得し、慣習地または公有地からの木材を伐採・加工する。

- 1) 慣習地での伐採を申請する場合は、木材伐採権聴聞会に基づき木材権利合意 (Timber Rights Agreement) を取得する。登録地での伐採を申請する場合は、住宅土地省から利益交付証を取得する。
- 2) 林業研究省から伐採ライセンスを取得する。
- 3) 環境影響評価 (EIA) を実施する。
- 4) 環境省から開発同意書を取得する。
- 5) 林業研究省から木材加工ライセンスを取得する。

- 6) 林業研究省に年間伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 7) 林業研究省に林班伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 8) 事業者は伐採を行う。
- 9) 事業者は丸太の一次加工を行う。
- 10) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工される。

② 木材加工ライセンス・タイプ B

土地の所有者（個人、世帯、コミュニティ、または民間企業・組織）が、木材加工ライセンスのみを取得し、自分の土地の中の樹木を伐採し、加工する。

- 1) 事業者は、木材（課税・加工ライセンス）規則に従って申請フォームに記入し、林業研究省コミッショナーに申請。以下の書類を添付する。
 - ▶ 財務省に 15 万ソロモンドル（＝約 180 万円）を支払った領収書
 - ▶ 事業予定地の地図
- 2) 林業研究省のコミッショナーは審査し、木材加工ライセンスを交付する。

木材加工ライセンス取得後の手続きはさらに 2 つのタイプに分かれる（2005 年改正木材（課税・加工ライセンス）規則）。

(a) 木材加工ライセンスに基づく小規模伐採

木材の伐出重機を使わず、年間生産量 1,000m³ 以下の場合。地域住民が、家計やコミュニティの収入の多様化のために年に数本の木を伐採するレベルの小規模のオペレーション¹⁰⁶。

- 1) 事業者は伐採を行う。
- 2) 丸太の一次加工を行う。
- 3) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工が行われる。

(b) 木材加工ライセンスに基づく大規模伐採

伐採重機を使用し、年間 1,000m³ 以上を伐採する場合。上述の(b1)タイプよりも大規模なスケールでの操業となるが、商業的なスケールほどではない¹⁰⁷。この場合、伐採ライセンスと同様、伐採施業計画が伐採施業規範（Code of Logging Practice）を順守しているかの監督を受ける。

- 1) 事業者は環境影響評価（EIA）を実施する。
- 2) 環境省からの開発同意書を取得する。
- 3) 林業研究省に年間伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 4) 林業研究省に林班伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 5) 事業者は伐採を行う。
- 6) 丸太の一次加工を行う。

¹⁰⁶ NEPCon (2018) 前掲

¹⁰⁷ NEPCon (2018) 前掲

7) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工が行われる。

(3) 環境保護に関する法規

前述のように、伐採ライセンスないし木材加工ライセンス・タイプ B-(b)による伐採を行う事業者は、伐採に先立ち、環境影響評価（EIA）を実施して公表環境報告または環境影響報告書を作成し、環境・気候変動・災害管理・気象省の保全局長から開発同意書を取得しなければならない。

森林資源・木材利用法により、標高 400m 以上の森林伐採は認められていない。また伐採によって河川や海洋保護区を汚染することも禁じられている。

森林資源・木材利用法により、以下の樹種が保護種とされている。

- Rosewood (*Pterocarpus indicus*)
- Ironwood, Kwila (*Intsia bijuga*)
- カキ属 (Ebony) (*Diospyros* spp.)
- Kauri (*Agathis macrophylla*)
- Ngali Nut (*Canarium indicum*)
- 果樹

また森林資源・木材利用(保護種)規則により以下の種は学術目的以外の伐採を禁止されている。

- オヒルギ属 (*Rhizophora* spp.) および他のすべてのマングローブ樹種
- カキ属 (*Diospyros* spp.)
- Ngali Nut (*Canarium indicum*)
- Tubi (*Xanthostemon*)¹⁰⁸

ただし伐採道路や貯木場予定地に生えていた場合は伐採できる。またイザベラ州、チヨイスル州などのニッケル鉱山開発においても伐採が認められている。

また遠隔地にある村の生計のためなどの特別な事情によっては、林業研究省コミッションナーが特別伐採許可 (Forest Resources and Timber Utilisation (Exemption) Order) を出すことができる。ヴァニコロ島におけるカオリ、カールパイン、Agatis の伐採や、イザベラ島における Tubi の伐採など (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

なお 2019 年現在、ソロモン諸島には国立公園のような国レベルの森林保護区は存在しない。

(4) 労働に関する法規

労働安全法 (Safety at Work Act) に基づき、雇用者は従業員の健康と安全に配慮しなければならない。しかしながら政府によるモニタリングは行われていない¹⁰⁹。また労

¹⁰⁸ *Xanthostemon melanoxylon* は、硬木として知られる高級樹種で、ソロモンクイーンエボニー、ソロモンブラックウッドなどとして知られている。

¹⁰⁹ NEPCon (2018) 前掲

働法（Labor Act）に基づき、12歳以下の児童労働は禁じられ、水・住居・医療サービスなどは提供され、集会や組合結成の自由は保障されなければならない。

また雇用者は従業員の所得税を PAYE システムによって支払い、ソロモン諸島国家積立基金（National Provident Fund）に加入させ、事故や病気の際に保険が支払われるようにしなければならない。さらに外国人労働者の雇用には許可が必要である。

（5）第三者の権利

伐採ライセンスないし木材加工ライセンスのライセンス取得者は、土地所有者や、そこでの活動を行う者の権利を配慮し、影響を最小化しなければならない。具体的には、慣習地における自家消費ないし伝統的な目的のための狩猟、漁獲活動などへの影響である。（森林資源・木材利用（木材ライセンスと木材伐採）規則）。

ソロモン諸島の法律で明確に FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）を求める法規は存在しない。しかし前述のように、ソロモン諸島の大部分をしめる慣習地において、伐採会社は地域住民に対し、木材伐採権聴聞会（Timber Right Hearing）を開催して事業計画を説明し、標準伐採合意書（Standard Logging Agreement : Form 4）を作成しなければならない。

さらに土地に対する紛争の処理は以下のように規定されている。

- 1) 土地紛争がある場合は、首長協議会（House of Chiefs）に訴える。その決定が受け入れられない場合は、地方裁判所（Local Court）に上訴できる。
- 2) 地方裁判所は 30 日以内に裁決を下す。受け入れられない場合は、慣習地上訴法廷（Customary Land Appeal Court）に上訴できる。
- 3) 慣習地上訴法廷が裁定を下す。同意しない場合は高等裁判所（High Court）に上訴できる。

しかし地方裁判所や慣習地上訴法廷は、資金が十分でないにも関わらず土地紛争があまりにも多く、数百の未処理案件を抱え、十分に機能していないという報告もある¹¹⁰。

¹¹⁰ Allen, M., Dinnen, S., Evans, D., and Monson, R. (2013). Justice Delivered Locally: Systems, Challenges, and Innovations in Solomon Islands, Justice for the Poor Research Report, World Bank.

3.2.3 木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令・許認可制度及び関連書類の概要

伐採ライセンス (Felling Licence)、木材加工ライセンス (Milling Licence) 保持者は、伐採量、入荷量、製材加工した量、製材生産量、販売量、輸出量を記録し、林業研究省に定期的に報告することが求められている。

木材加工工場は、個々の原材料の丸太・製材について、どこのライセンスホルダーから購入したのかを記録することは求められていない。また国内の木材流通に関する法規は存在しない¹¹¹。ただし森林資源・木材利用法によれば、その法律に違反して得られた木材製品を受け取った者は罰金または懲役刑に問われる。

3.2.1.2)(3)で言及したソロモン木材加工輸出協会 (SITPEA) やそのメンバーである付加価値木材協会 (VATA) 自身は流通を行っているだけであり、伐採ライセンスや木材加工ライセンスホルダーではない。このため取引している木材について林業研究省に対する報告は行っているが、環境・気候変動・災害管理・気象省に対する報告義務はない。

¹¹¹ NEPCo (2018) 前掲

3.2.4 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システム

1) 木材・木材製品の輸出に関する行政の体制

ソロモン諸島における木材伐採に関する政府部局とその役割は以下のとおり。

表 3.2.5 木材・木材製品の輸出に関する政府部局とその役割

組織名	役割など
林業研究省 (Ministry of Forestry and Research)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市場価格認証 (Market Price Certificate) を発行する ▪ 製材品の輸出許可 (Permit to Export) を発行 ▪ 原産地証明書 (Certification of Origine) を発行
環境・気候変動・災害管理・気象省 (Ministry of Environment、Climate Change、Disaster Management and Meteorology)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ CITES を所管
財務国庫省 (Ministry of Finance and Treasury) 国内歳入部 (Inland Revenue Division / IRD)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出税を所管
財務国庫省税関・物品税局 (Customs & Excise Division)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出・輸入関税を徴収 ▪ 木材輸出を監督
外務貿易省 (Ministry of Foreign Affairs and Trade)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貿易協定に責任を持つ
ソロモン諸島中央銀行 (Central Bank of Solomon Islands: CBSI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林ライセンス履行保証金特別基金 (Forest Licence Performance Bond Special Fund) を管理 ▪ 木材輸出取引に関与する銀行を監督 ▪ 丸太輸出取引のための特定許可 (Specific Authorities) を発行

2) 法令の概要

ソロモン諸島における木材伐採に関する法令は以下のとおりである。この他、森林資源・木材利用法と森林法を置き換える法律案（Forest Bill）が2004年に作成されているが、現在でも承認に至っていない。

また長期的な計画を含む国家森林政策（National Forest Policy）が作成されており、内閣の承認待ちとなっている¹¹²。また伐採持続性政策（Logging Sustainability Policy）も作成され内閣の承認を受けている¹¹³。

表 3.2.6 法令とその詳細

法律および規則	制定・改正年	具体的な内容
税関・物品税法 (Customs and Excise Act)	1960年 成立、最新の改正は2012年	<ul style="list-style-type: none"> 輸出税を規定
為替管理法 (Exchange Control Act)	1976年	<ul style="list-style-type: none"> 海外との取引に関する法規
為替管理規則 (Exchange Control Regulations)	1977年	<ul style="list-style-type: none"> 丸太輸出のための輸出特定許可 (Specific Authority to Export) を規定
森林資源・木材利用(保護種)規則 (Forest Resources and Timber Utilization (Protected Species) Regulation)	2012年	<ul style="list-style-type: none"> 伐採禁止種、丸太のままの輸出禁止種を規定
野生動物保護・管理法 (Wildlife Protection and Management Act)	1998年 制定、2003年 施行、2017年 改正	<ul style="list-style-type: none"> CITES に対応する法規

¹¹² SIG (2018) 前掲。2018年には内閣に提出されていたが、2019年9月のヒアリング時点でも承認されていない。

¹¹³ SIG (2018) 前掲

3) 許認可制度及び関連書類の概要

(1) 丸太の輸出に関する手続き

- 1) 輸出事業者は林業研究省コミッショナーから市場価格認証 (Market Price Certificate) を取得する。

天然林から伐採された木材の輸出税は、輸出事業者が設定した予定価格に応じて課税される。輸出事業者は輸出前に樹種ごとの予定価格を政府に提出し、市場価格認証を受ける。予定価格は政府の隔週指標市場価格ガイドラインに記載した樹種ごとの最低輸出価格を上回る金額であることが求められる。

なおソロモン森林事業者協会 (SFA) によれば、市場価格ガイドライン記載の最低輸出価格は実際の販売時の価格よりも高額に設定されていることが多く、輸出事業者の不満が大きいとのことであった (2019年ヒアリング)。2019年8月には、ソロモン諸島からの木材の最大の輸出先の中国がソロモン諸島の林業研究省大臣を北京に招聘し、ソロモン諸島政府の定める最低輸出価格がいかにも不当であるかという説明を行ったという (SFA2019年ヒアリング)。

一方で、輸出量の過少申告や樹種名の虚偽申告 (価格の安い樹種として申告) による輸出税の脱税が行われているという報告も存在する¹¹⁴。図 3.2.5 が示すように、近年ソロモン諸島政府 (=CBSI) に報告されている輸出額は、ソロモン諸島の木材を輸入している国で報告されている輸入額合計や、FAO と ITTO のデータの値を大きく下回った金額になっており (※輸出「量」については両者の差は少ない)、その可能性があると考えられる。

また、植林の促進のため、植林木は輸出税が無料に設定されている (SFA2019年ヒアリング)。

- 2) 輸出事業者は森林コミッショナーに丸太輸出のための輸出特定許可 (Specific Authority to Export) を申請し (Form Ex1)、ソロモン諸島中央銀行 (CBSI) から取得。CBSI は輸出特定許可を税関に送付する。

中央銀行は林業研究省からの市場価格認証、輸出事業者の販売契約、信用状に基づいて特定許可を発行する。

- 3) 輸出事業者は税関に輸出税の支払いを申請する。
事業者は税関に対し、銀行からの保証書を提出するか、通常の輸出手続きを行う。
- 4) 輸出される木材の代金は、ソロモン諸島の銀行口座に振り込まれ、以下の配分で支払われる¹¹⁵ (JICA2019、CBSI2019年ヒアリング)。ただし林業研究省は、現在の配分の変更を検討しているとのことであった (林業研究省 2019年ヒアリング)。

- 輸出税：25% (うち 8%は再植林費用)
- 土地所有者：15%
- 伐採企業／請負事業者：60%

¹¹⁴ NEPCon (2018) 前掲

¹¹⁵ https://lrd.spc.int/fact-publications-and-reports/doc_download/50-development-of-market-information-system-for-solomon-island-timbers

(2) 製材の輸出に関する手続き

丸太の輸出と異なり、製材品の輸出の際には輸出特定許可は不要で、輸出許可証 (Permit to Export) に基づいて輸出される。また市場価格認証制度は適用されない。

- 1) 輸出事業者は林業研究省から輸出許可証 (Permit to Export) を取得
輸出許可証の申請には、関連する伐採ライセンスまたは木材加工ライセンスの番号、材積、樹種、輸出する木材の価格、売買契約書類が必要。
輸出許可証には林業研究省の伐採ライセンスまたは木材加工ライセンスの番号が紐づけられている。複数の木材加工ライセンスから生産された丸太から製造された製品に対し、一つの輸出許可証が出されるケースもある。この場合でも木材加工ライセンスごとの明細書 (タリーシート) が添付される。
- 2) 輸出許可証は、委託品を確認し手数料等を規定する税関・物品税局 (Customs & Excise Division) に提示。手数料等の支払いが完了すると税関の承認が下りる。
- 3) 必要であれば、輸出事業者は農業検疫サービス (Solomon Islands Agricultural Quarantine Service) から植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) を取得することが可能。
証明書にはそのコンテナに実施された燻蒸について記述される。輸出先の国により、燻蒸は必須ではない。
- 5) 輸出事業者は税関に輸出税を支払い、税関の承認 (C25 Form) を取得。
丸太の輸出とは異なり、輸入事業者から輸出事業者への支払いは輸出税の支払いとは独立して行われる。

(3) 原産地証明書

輸出許可証申請時に、林業研究省から原産地証明 (Certificate of Origin) の申請をするオプションがある。取得は随意ではあるが、丸太輸出を行っている SFA メンバーはすべての輸出丸太について、原産地証明書を取得している (SFA2019 年ヒアリング)。一方製材輸出を行っている SITPEA の加盟企業は原産地証明を取得していない (SITPEA 2019 年ヒアリング)。

原産地証明書は関連の輸出許可証が承認された場所で発行される。輸出事業者は船荷ごとに伐採林区、数量等を記載して林業研究省に申請する。ただし原産地証明書自体には伐採ライセンス、木材加工ライセンスなどの ID は記載されない¹¹⁶。

実際にソロモン諸島から中国に輸出された丸太が加工され、イギリスに輸出されたものについて、イギリス政府からソロモン諸島政府に対し、中国のサプライヤーから示された林業研究省発行の原産地証明に関する照会があり、林業研究省がそれに対応する伐採ライセンスのコピーを送ったことがあったとのことであった (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

¹¹⁶ PHAMA (2013) 前掲

(4) 輸出禁止樹種

1) 森林資源・木材利用（保護種）規則によって、科学研究目的以外の伐採を禁止されている以下の樹種は、当然輸出もできない。ただし環境・気候変動・災害管理・気候省の保全局長の承認によって伐採・輸出することが可能である（環境・気候変動・災害管理・気候省 2019 年ヒアリング）。

- オヒルギ属 (*Rhizophora* spp.) および他のすべてのマングローブ樹種
- カキ属 (*Diospyros* spp.)
- Ngali Nut (*Canarium indicum*)
- Tubi (*Xanthostemon*)

2) 森林資源・木材利用（保護種）規則により、以下の樹種は、伐採は認められているが、丸太としての輸出が禁止されている。

- Rosewood (*Pterocarpus indicus*)
- Kwila / Ironwood (*Instia bijuga*)
- Kauri (*Agathis macrophylla*)
- Walnut (*Dracontomelum vitiense*)
- White beech / Canoe Tree (*Gmelina moluccana*)
- Vasa / Vitex (*Vitex cofassus*)

なお樹木ではないが、ラタン(*Calamus* spp.)についても製品としての輸出のみ許可されている。

3) 野生動物保護管理法によれば、以下の樹種の商業目的の輸出についても特別な許可を必要とする。

- Kerosine wood (*Cordia subcordata*)
- Lantern tree (*Hernandia numphaeifolia*¹¹⁷)
- Black bead (*Castanospermum australe*)

4) CITES 記載種の場合、環境・気候変動・災害管理・気候省から輸出許可証を取得する必要がある。ソロモン諸島原産の CITES 記載種は以下のとおりである¹¹⁸。

- *Dalbergia* spp. (付属書 II)
- *Gonystylus macrocarpus* (付属書 II)
- *Podocarpus neriifolius* (付属書 II)

¹¹⁷ なお正式な学名は *H. nymphaeifolia*

¹¹⁸ NEPCon (2018) 前掲